

南部汚水22号幹線〔第2工区〕
整備事業

募集要項

令和 7 年 10 月

春日井市上下水道部

目 次

第1	募集要項の位置づけ	1
第2	事業の概要	1
1	事業名称	1
2	事業の対象となる公共施設の種類	1
3	事業の目的	1
4	事業場所	2
5	対象施設	2
6	事業形態	3
(1)	発注方式	3
(2)	契約の形態	3
(3)	事業期間	3
(4)	本事業の対象範囲	3
(5)	遵守すべき法令等	3
第3	応募に関する条件	3
1	応募者の前提要件	3
(1)	応募形態	3
(2)	応募者に求める前提要件	4
(3)	応募者に求める資格要件	4
2	設計業務に関する要件	6
(1)	設計受託者との委託契約等	6
(2)	設計を行う者に共通する技術要件	6
(3)	応募者より設計を受託する者に対する要件	6
3	技術者の配置要件	6
4	下請負契約に関する要件	7
第4	応募手続き等	8
1	事業者の募集及び選定スケジュール	8
2	資料提供	8
3	募集要項等に関する質問・回答	9
4	応募書類の提出	9
5	提案書類の受付	9
6	プレゼンテーションの実施	9
7	応募の辞退	10
第5	応募書類及び提案書類の提出	10
1	提出書類	10
2	提案上限金額	11
第6	提出書類	11
1	提出における前提	11
2	著作権の帰属	11
3	特許権等の取扱い	11
第7	審査及び選定に関する事項	11
1	選定委員会	11
2	選定の方法	11
3	審査の方法	12
4	選定における構成員の構成	12
5	優先交渉権者の決定及び公表	12
6	審査結果の公表	12
第8	失格要件	12
第9	契約に関する事項	12
1	契約の締結	12
2	本事業の実施過程	13

3	契約保証金	13
4	契約を締結しない場合	13
5	契約図書	14
第10	その他	14
1	担当窓口	14

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業	:南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業をいう。
DB方式	:市が資金調達し、設計業務（Design）、工事業務（Build）を民間事業者 に包括的に委託する設計・施工一括発注方式をいう。
提案書	:募集要項等に基づき作成される書類・図書をいう。
応募者	:本事業に参加する企業若しくは企業グループをいう。
優先交渉権者	:市と事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業者	:市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
代表企業	:事業者を代表する者をいう。本事業の応募参加資格の申請、入札手続き等 を行う。
構成企業	:事業者を構成する者をいう。
協力企業	:事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する者をいう。
共同企業体	:本事業の設計・施工を行う企業によって結成する企業体をいう。
請負契約	:設計・施工業務に係る事項について市と共同企業体が締結する契約をい う。
契約図書	:請負約款及び契約書に付随する関連図書一式
設計	:工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれら の一部をいう。
施工	:工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
工事目的物	:工事の目的物である構造物をいう。
技術提案	:工事目的物の品質及び施工技術等に係る設計段階からの提案をいう。

第1 募集要項の位置づけ

この募集要項は、春日井市（以下、「市」という。）が設計・施工を一括して発注するDB方式により実施する本事業について、事業者を選定する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を実施するにあたり、本事業及び本件プロポーザルに係る条件を提示するものである。

なお、次に示す資料は、募集要項と一体のものとなる。令和7年7月16日に公表した実施方針及び要求水準書（案）は、本件プロポーザルの条件を構成せず、本募集要項等の公表及び以降の最新の公告図書をもって、本件プロポーザルの条件とする。

別添資料1 要求水準書

別添資料2 優先交渉権者決定基準

別添資料3 提出書類作成要領（参加資格審査）

別添資料4 提出書類作成要領（提案審査）

第2 事業の概要

1 事業名称

南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業

2 事業の対象となる公共施設の種類

公共下水道の管きょ等

3 事業の目的

本市の公共下水道事業は、昭和39年に事業認可を得て下水道整備に着手し、昭和43年に高蔵寺浄化センターが供用開始し、現在は、高蔵寺浄化センターの他に南部浄化センターと勝西浄化センターの3処理場が供用している。

このうち、高蔵寺浄化センターは、供用開始から50年以上が経過し老朽化が進み、改築・更新への対応が課題となっていることから、令和元年度に新たな中長期的な経営の基本計画となる「春日井市公共下水道事業経営戦略」を策定し、経営戦略の検討において高蔵寺浄化センターを廃止し、高蔵寺処理区の下水を南部浄化センターに流下し、処理場を統廃合する方針とした。

これを受けて、高蔵寺処理区の汚水を南部浄化センターに流下する総延長約8,500mの接続幹線「南部污水 22 号幹線」を整備することとなった。

本事業は、南部污水 22 号幹線の第2工区を整備することを目的に、効率的・効果的な事業推進を図るため、民間企業の優れた企画力、技術力の活用が期待される官民連携手法として、設計・施工一括発注方式（以下「DB 方式」という。）を採用することとした。

4 事業場所

図 2-1 に示す、下条公園、公共用地、内津川左岸用地（買収予定）を立坑用地とする。



図 2-1 事業場所

5 対象施設

本事業の対象施設の概要及び設計条件を、表 2-1 及び 表 2-2 に示す。

なお、数量については、「南部污水 2 2 号幹線実施設計業務報告書（抜粋版）令和 7 年 3 月」を参考としている。

表 2-1 下水道施設の概要

区分	種別	数量	単位	備考
土木	シールド工	3,093	m	
	マンホール工	1	基	

表 2-2 下水道施設の設計条件

項目	設計条件
工法・延長	シールド工法 延長 3,093m
特殊構造物	耐震設計 有 1 基
報告書作成	有
設計協議	有（中間打合せ 3 回以上実施すること。回数については、別途提案による。）
施工法等の比較検討	（有） a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り 1.5D 以下 ③接近構造物（箇所） ④軌道横断（箇所） ⑤河川横断（箇所） ⑥高架道横断（箇所） c) 布設替え工法の施工検討 ①仮排水 ②既設管撤去

耐震計算（応答変位法）	有
耐震設計	レベル 2 地震動
設計条件補正	無
地盤条件補正	無
工区数補正	1 工区
その他補正	無

6 事業形態

(1) 発注方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して受注者に委ねる DB 方式とする。

(2) 契約の形態

市は、優先交渉権者として選定された者との交渉成立をもって、本事業に関する請負契約を締結する。

(3) 事業期間

契約日の翌日から令和13年3月18日まで（ただし、完成期限の前倒し提案があった場合は、この限りではない。なお、本事業については、週休2日を想定している。）。

(4) 本事業の対象範囲

本事業の工事対象範囲は以下とおりとする。受注者は、以下の工事対象範囲を一体として実施するものとする。

(ア) 設計

- ・ 測量
- ・ 地質調査
- ・ 実施設計

(イ) 施工

- ・ 土木工事（下水道）

(5) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたっては、南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業要求水準書に記載のある各種法令、条例、規則、要綱等を遵守すること。

第3 応募に関する条件

1 応募者の前提要件

(1) 応募形態

春日井市共同企業体取扱要綱に基づく特定建設工事共同企業体（甲型）であること。また、共同企業体の代表構成員は春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7年度）に登録されており、登録された工事種目の土木工事の等級がAであること。代表構成員以外の構成員は春

日井市の入札参加資格者名簿（令和６・７年度）に登録されており、登録された工事種目の土木工事の等級がＡ又はＢであること。

なお、結成方法は自主結成とし、共同企業体は３社で構成すること。

(2) 応募者に求める前提要件

応募する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

イ 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（令和２年４月１日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中の者（開札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。

オ 本事業に関する事業者選定支援業務を受託した以下の者又は資本面（※１）若しくは人事面（※２）において以下の者と関係がある者でないこと。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社（本社：東京都千代田区神田錦町）

・日比谷パーク法律事務所（本社：東京都千代田区有楽町）

（※１）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（※２）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(3) 応募者に求める資格要件

ア 共同企業体の構成員に求める資格要件

共同企業体 の構成員は表 ３-１ に示す資格要件を満たすこと。

表 ３-１ 共同企業体の構成員に求める資格要件一覧

1	構成員の出資割合に関する要件	
(1)	構成員の出資割合の最小限度基準	20%以上
2	構成員の資格要件	
(1)	構成員共通の資格要件	
ア	春日井市の入札参加資格者名簿（令和６・７年度）に登録されている者であること。	
	登録業種	土木工事
イ	建設業の許可（建設業法第３条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること。	
	許可業種	土木一式工事

	(2) 代表構成員の資格要件	
	ア 出資割合	構成員中最大の出資割合であること。
	イ 建設業の許可	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
	ウ 春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7年度）に登録されている者であること。	
	登録業種	土木一式工事
	地域要件	愛知県内の本店又は支店
	等級別格付	A 等級
	エ 次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
	資格要件	土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する監理技術者を、専任で配置できること。（建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置する場合は、この限りではない。）
	雇用関係	参加申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。
	オ 施工実績	平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに竣工した管きょ整備のうち外径2,000mm以下かつ延長1km以上のシールド工法の元請又は共同企業体としての施工実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）を有する者であること。（共同企業体としての実績の場合は代表企業に限る。）
	(3) その他の構成員の資格要件	
	ア 春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7年度）に登録されている者であること。	
	登録業種	土木工事
	地域要件	春日井市内に本店
	等級別格付	A 等級又はB 等級
	春日井市工事成績評価	土木工事業 令和2年度から令和6年度までの平均点65点以上の者
	イ 次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
	雇用関係	参加申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。

2 設計業務に関する要件

(1) 設計受託者との委託契約等

本事業は、本事業に関する設計の主たる部分を応募者が自ら行うだけでなく、応募者より委託され本事業に関する設計を行う者（以下「設計受託者」という。）として予定されている者（以下「予定設計受託者」という。）に設計の主たる部分を行わせることができるものとする。

この場合、応募者は、予定設計受託者から提出された本事業の設計に関する見積書を提出し、受注者となったときは、当該予定設計受託者が提出した見積書に記載の設計見積額以上の金額を委託費として、当該予定設計受託者と適切に契約を締結しなければならない。

(2) 設計を行う者に共通する技術要件

ア 次のいずれかの資格を有している者を設計主任技術者、照査技術者として配置できること。

（ア）技術士（上下水道部門（下水道）、総合技術監理部門（下水道）、建設部門（土質及び基礎）、総合技術監理部門（土質及び基礎）のいずれか。）の資格を有する者

（イ）日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める第1種技術検定又は第2種技術検定に合格し、1年以上実務経験を有する者

（ウ）下水道法施行令第15条のうち第1号から第6号に定める資格を有する者で、第1号から第6号に定める実務経験を有する者

イ 設計主任技術者と照査技術者は同一の者をあてることはできない。

(3) 応募者より設計を受託する者に対する要件

ア 春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7年度）において建設コンサルタントの「下水道」に登録されている者であること。

イ 複数の応募者からの設計受託を予定していない者であること。

ウ 本事業に関する事業者選定支援業務を受託した以下の者又は資本面（※1）若しくは人事面（※2）において以下の者と関係がある者でないこと。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社（本社：東京都千代田区神田錦町）

・日比谷パーク法律事務所（本社：東京都千代田区有楽町）

（※1）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

3 技術者の配置要件

応募者は、施工実施にあたり求められる現場代理人及び主任技術者（監理技術者）並びに専門技術者を配置するとともに、以下の設計に係る技術者を配置しなければならない。

管理技術者	設計の進捗の管理を行う者。受注者自らが設計を行うか、他の者に委託し設計を行わせるかにかかわらず、受注者が配置するものとする。
設計主任技術者	設計の技術上の管理を行う者。受注者自らが設計を行う場合は受注者が配置するものとし、設計を他の者に委託する場合は設計受託者が配置するものとする。
照査技術者	設計成果物の内容の技術上の照査を行う者。受注者自らが設計を行う場合は受注者が配置するものとし、設計を他の者に委託する場合は設計受託者が配置するものとする。

なお、当該技術者の兼務要件については、以下のとおりとする。

- ・ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を自ら行う場合、管理技術者及び設計主任技術者は、これを兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を自ら行う場合、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、監理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を他の者に委託する場合、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼ねることができる。

また、参加申込書に記載された当該技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。

4 下請負契約に関する要件

応募者は、設計及び施工の実施にあたり下請負人を利用するにあたっては、応募時に下請負人として予定される者より見積書（以下、「下請負見積書」という。）を徴取し、市に提出すること。本事業の受注者となった応募者は、下請負見積書に記載の額以上の金額をもって下請負人との契約を締結すること。

実施設計の結果等を踏まえ、当該下請負人との契約内容に変更の必要が生じた場合は、当該見積書に記載の要件をもとに、要求水準書に定める積算基準に準拠し契約金額の変更を行うこと。また、応募時点において下請負人として予定されていない者と下請負契約を締結する必要が生じた場合は、応募時に下請負人として予定される者より提出された下請負見積書に記載の要件をもとに、要求水準書に定める積算基準に準拠し契約金額を定めること。

応募者は、本見積書の写しを次のとおり市に提出すること。

- | | | |
|---|------|--|
| ア | 提出書類 | 「工事区分」、「工種」、「種別」、「細別」、「単位」、「数量」、「単価」、「金額」を記した下請負見積書の写し |
| イ | 提出方法 | 提案書類提出時に同封 |

第4 応募手続き等

1 事業者の募集及び選定スケジュール

募集及び選定にあたっては、表 4-1 に示すスケジュールにより行うことを予定している。

表 4-1 事業者の募集・選定スケジュール

日 程	内 容
令和7年 10 月 16 日（木）	募集要項等の公表
令和7年 10 月 31 日（金）	募集要項等に関する質問の受付（締切）
令和7年 11 月 12 日（水）	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和7年 11 月 14 日（金）	応募受付（参加資格審査書類の提出）（締切）
令和7年 11 月 28 日（金）	参加資格確認結果の通知
令和8年 1 月 16 日（金）	提案書類の受付（締切）
令和8年3月 中旬	技術資料等に関するプレゼンテーション
令和8年3月 下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年4月 上旬	請負契約締結

2 資料提供

提供資料については以下のとおりとする。

提供資料 表 4-2 に記載のものを提供資料とする。

表 4-2 提供資料一覧

資料番号	資料名
提供資料	南部汚水2号幹線実施設計業務報告書（抜粋版） 令和7年3月

- ア 申請期限 令和7年 10 月 16 日（木）から
令和7年 10 月 31 日（金）午後5時まで
- イ 申請方法 電子メールによる資料提供申請書（様式1）の提出
電子メールの件名は「提供申請書」と記載すること。
なお、申請者は電子メール申請後、申請先に電話にて連絡のうえ
申請状況についての確認を図ること。
- ウ 申請先 「担当窓口」に記載
- エ 提供方法 電子データをメール等で提供
- オ その他
- ・ 同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。
 - ・ 資料提供申請時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）を提出すること。
 - ・ 提供資料は、当該工事に係る技術提案や応募への参加を検討することを目的とした参考資料であり、事業の工事条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

3 募集要項等に関する質問・回答

募集要項及び当該要項に付す書面に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 令和7年 10 月 16 日（木）から
令和7年 10 月 31 日（金）午後5時まで
- イ 受付方法 電子メールによる募集要項等に関する質問書（様式3）の提出。
電子メールの件名は「質問書（22号幹線第2工区）」と記載すること。
なお、提出者は電子メール申請後、提出先に電話にて連絡のうえ
提出状況についての確認を図ること。
- ウ 提出先 「担当窓口」に記載
- エ 質問回答 質問及び質問に対する回答は、令和7年 11 月 12 日（水）
に市ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウ
ハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する
おそれがあると考えられるものは公表しない。
- オ その他 募集要項等に関する質問のうち、工事内容等に直接関係ない質問は期間
後においても受け付けるが、公表はしない。

4 応募書類の提出

本事業への参加を希望する者は、参加資格審査に関する書類を次のとおり提出し、市の審査を受けなければならない。

- ア 提出書類 別添資料3「提出書類作成要領（参加資格審査）」に示すとおり。
- イ 提出方法 持参または簡易書留郵便によるものとする。
- ウ 受付期間 令和7年 10 月 16 日（木）から
令和7年 11 月 14 日（金）午後5時まで
※簡易書留郵便による場合は提出期限までに必着のこと。
- エ 提出先 「担当窓口」に記載
- オ 結果通知 参加資格審査の結果は、参加資格審査の確認申請を行った応募者の代
表企業に対して、令和7年 11月 28日（金）以降に書面により通知す
る。

5 提案書類の受付

応募参加資格審査を通過した者は、提案審査に関する書類を次のとおり提出すること。

- ア 提出書類 別添資料4「提出書類作成要領（提案審査）」に示すとおり。
- イ 提出方法 持参または簡易書留郵便によるものとする。
また、提出書類の電子データを収録した DVD等 も併せて提出するこ
と。
- ウ 受付期間 令和7年 11 月 28日（金）から
令和8年 1 月 16日（金）午後5時まで
※簡易書留郵便による場合は提出期限までに必着のこと。
- エ 提出先 「担当窓口」に記載

6 プレゼンテーションの実施

市は、提案書類の受領後、応募者によるプレゼンテーション実施の場を設ける。実施時期は令和8年3月中旬を予定しており、日時、場所、プレゼンテーション時間等の詳細は、提案書類を提出した代表企業に改めて通知する。

なお、競合した場合のプレゼンテーション順は、5 提案書類の受付順とする。また、プレゼンテーション時に南部污水22号幹線整備事業者選定委員会（以下「委員会」とい

う。)から質問があった事項に対し回答した内容は、要求水準書及び提案書と同等の効力を持つものとして取り扱う。

7 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、辞退届（様式6）を「担当窓口」に持参または郵送により提出すること。

第5 応募書類及び提案書類の提出

1 提出書類

応募者は、応募書類として表 5-1 参加資格審査書類一覧に掲げる参加資格審査書類を、提案書類として表 5-2 提案審査書類一覧に掲げる提案審査書類を、「4 応募書類の提出」及び「5 提案書類の受付」に指定する受付期間内に提出すること。

表 5-1 参加資格審査書類一覧

分類	付番	様式名称
参加書類	1	参加表明書
	2	参加資格審査申請書
	2-1	構成員の資格要件に関する書類
	2-1-1	代表企業の工事实績
	2-1-2	代表企業を除く構成員の工事实績
	2-1-3	配置予定技術者の資格（代表企業）
	2-1-4	配置予定技術者の資格（代表企業を除く構成員）
	2-2	設計を行う者の資格要件に関する書類
	2-2-1	配置予定主任技術者（設計）の資格
	3	共同企業体の構成及び設計協力企業
	4	委任状（構成企業間）
	5	実施体制
辞退書類	6	辞退届 【本書類は辞退する際にのみ提出する】

表 5-2 提案審査書類一覧

分類	付番	様式名称
基本要件	A-1	提案審査書類提出書
	A-2	共同企業体の構成及び設計等協力企業
	A-3	要求水準書及び添付書類に関する確認書
実施体制	B-1-1	施工の実績に関する事項（代表企業）
	B-1-2	施工の実績に関する事項（代表企業を除く構成員）
	B-1-3	設計の実績に関する事項（設計を実施する企業）
	B-2-1	配置予定技術者の能力（現場代理人）（代表企業）
	B-2-2	配置予定技術者の能力（主任（監理）技術者）（代表企業）
	B-2-3	配置予定技術者の能力（主任（監理）技術者）（代表企業を除く構成員）
	B-2-4	配置予定技術者の能力（設計主任技術者）
技術提案	C-1	設計方針
	C-2	工事概要に関する事項
	C-3	工事の確実性に関する事項
	C-4	地域住民生活への配慮
	C-5	コスト縮減に寄与する技術提案
	C-6	カーボンニュートラルに関する取組み
	C-7	価格提案書

2 提案上限金額

提案にあたっての上限金額は次のとおりとする。

¥4,387,009,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更及び基本設計との現場条件の乖離による変更の上限金額を妨げるものではない。

第6 提出書類

1 提出における前提

- ・ 応募者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- ・ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ・ 提出書類は本件プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、本件プロポーザルの実施に必要な範囲において複製できるものとする。
- ・ 技術提案及び応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

2 著作権の帰属

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が必要と認める場合には、本事業に対する提案の全部又は一部を無償で利用できるものとする。また、受注者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、市に提出された資料は、春日井市情報公開条例に基づき、公開することができる。

3 特許権等の取扱い

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、工事方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

第7 審査及び選定に関する事項

1 選定委員会

審査及び選定を行うにあたり、市は、市職員から構成する委員会を設置する。

委員会は市職員で構成される。なお、委員会は非公開とする。

2 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、応募者の下水道整備に関する能力や創意工夫を評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

3 審査の方法

審査は、提出書類及びプレゼンテーションをもとに委員会にて行い、審査基準となる「優先交渉権者決定基準」に基づき最優秀提案者、次点提案者を選定する。

市は、委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者の決定をする。

4 選定における構成員の構成

参加表明書の提出後に構成員の組み換えを行うことは、受注者選定における公平性の観点から認めない。

5 優先交渉権者の決定及び公表

優先交渉権者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、審査結果を市ホームページにて公表する。

6 審査結果の公表

市は、委員会における審査結果を取りまとめて、市ホームページにおいて公表する。なお、審査の経緯及び結果に関する異議申し立ては受け付けない。

第8 失格要件

以下に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、当該応募者を失格とする。この場合において、市は一切の費用負担を負わない。

ア 告示の日から契約締結までの間に「第3 1 応募者の前提要件」に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 参加資格審査及び提案審査の提出書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき。

ウ 要求水準を満たさない提案であることが認められたとき。

エ プレゼンテーションに欠席又は集合時刻に遅刻した場合

オ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

カ 本募集要項の公表日から優先交渉権者の決定までの期間において、委員会委員、市職員及び本事業関係者に対して、委員会の場を除き、本事業に関し自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合

キ 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

ク 法令に違反することが明らかな提案を行った場合

ケ その他、委員会及び事務局の指示に従わない場合

第9 契約に関する事項

1 契約の締結

審査及び選定の結果、優先交渉権者となった者との契約交渉の成立をもって、当該優先

交渉権者と随意契約の締結をする。なお、優先交渉権者との交渉が不成立となった場合には、次点提案者の者を新たな優先交渉権者とし交渉手続きを行う。

2 本事業の実施過程

本事業に関する契約締結並びに設計及び施工の実施にあたっては、以下の過程によるものとする。

ア 市は、公告時に示す優先交渉権者決定基準に基づき決定した優先交渉権者と交渉成立のもと、応募時に提出された見積金額以下の金額を契約金額として総価契約を締結する。

イ 受注者は、契約締結後、種別・細別を含めた年度別工事費内訳書及び設計の工程と施工の概略の工程を示した全体工程表を作成し、市に提出する。

ウ 受注者は、契約締結後に実施設計を行い、応募時提案の期日までに設計成果物（部分又は全部）を完了させ市に提出し、確認を得なければならない。

エ 受注者は、ウで確認を得た設計成果物に基づいて、契約金額に対する詳細な工事費内訳書（以下、「詳細内訳書」という。）を作成し提出しなければならない。このとき、詳細内訳書の作成に先立ち、単価表を作成し、契約書に基づく変更を除き、総価の増額が生じないことを前提に単価を合意する。

オ 受注者は、詳細内訳書を市に提出し確認を受けたうえで施工に着手しなければならない。

カ 契約期間中に生じる設計図書の変更は、契約書に準じて、エに示す合意単価に基づき行う。

キ 詳細内訳書に記載のない項目に係る設計図書変更の必要が生じた場合は、市と受注者で協議のうえ、決定する。

3 契約保証金

本事業の工事に対する契約保証金は次に示すとおりとする。各保証及び保険の取扱いについて対象機関との協議・調整が必要となる場合は、本事業の募集要項を活用することを認める。

ア 契約保証については、春日井市契約規則（昭和40年3月31日規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところにより、契約書に付して提出すること。

ただし、受注者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ受注者が当該保険証書を市に提出した場合は、規則第34条により免除する。

4 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日から契約締結日までの間に、優先交渉権者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、市は、優先交渉権者と契約を締結しない。この場合において、市は一切の費用負担を負わないものとする。

5 契約図書

本事業に関する以下に示す契約図書は、相互に補完する。ただし、契約図書間に相違がある場合は、以下に掲げる順に優先されるものとし、これにより難しい場合は、市との協議によるものとする。

- ・ 質問・回答書（以下の図書に対する質問に対する公表回答）
- ・ 要求水準書

第10 その他

1 担当窓口

本事業に関する担当窓口は下記のとおりである。

春日井市 上下水道部 上下水道経営課

（所在地） 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44

（電話番号） 0568-85-6347

（FAX） 0568-85-6258

（電子メール） suikei@city.kasugai.lg.jp